

ビジネス法学科ジャーナル



第 5 号

< 編集発行 >

経営・ビジネス法情報センター

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅

2-2-8

TEL 06-6328-2431 (代表)

E-mail:blic@osaka-ue.ac.jp

ビジネス法学科 教授

池島真策

「ハゲタカ」から学ぶ現代経営と法



現代経営には、「経営と法が融合された能力」が必要不可欠です。例えば、ここ10年ほど、経営者が非常に高額な賠償責任をとらされるという事例が多くなってきま

した。この原因というのは、法律的には問題があるにもかかわらず、儲かるからという理由で行ったことに起因しています。そもそも法律をはじめとして、規範意識を多少なりとももっていたら、起こらなかったのではないのでしょうか。こうしたことは、何も社長や取締役だけでなく、ビジネスマン一人一人が、利益の最大化という視点だけではなく、**自立的規範意識**、つまり法や道徳などの規範意識を持って行為・行動がなされなければならないのです。つまり、様々なビジネスシーンでは、経営学的な能力だけでなく、法的な能力、つまり「**経営と法が融合された能力**」が必要だということなのです。この「ハゲタカ」でも、そのことを訴えているのではないのでしょうか。

「ファンド」=ハゲタカとイメージされる方も多いと思います。

この作品でも、「ハゲタカは破壊者か？救世主か？」と問いかけています。バブルが崩壊した1990年代というものは「日本の失われた10年」あるいは「平成不況」といわれるほど、どん底の経済でした。株式運用に失敗して経営が立ち行かなくなった上場企業が続出したり、また、土地を担保に過剰に融資を行った銀行やノンバンクが、不良債権問題や金融機関の大型倒産に繋がっていきました。こうした倒産企業の更正や破綻金融機関の再生に一定の役割を果たしたといわれるのが、実は「産業再生ファンド」あるいは「リストラファンド」といわれたファンドの存在で、日本の経済の悪さに対して、ファンドが「救世主」という役割を果たしていたのでした。



そして、経済の厳しさがます中、2001年4月に小泉政権が誕生しました。小泉・竹中氏が財政・金融改革を断行するとともに、自由化・民営化を軸に経済改革を行ないました。こうした取り組みにより、景気が徐々に回復していった2005年頃から広が

ビジネス法学科ジャーナル 第5号 CONTENTS

▼ 『「ハゲタカ」から学ぶ現代経営と法』(池島真策) 1	▼ 「そのとき私の歴史は動いた」(北村實) 9
▼ 『「税」の概念をめぐる』(辻美枝) 2	▼ 「情熱のベクトル」(李浩俊) 10
▼ 「裁判員制度と検察審査制度」(徳永佳子) 3	▼ 「ゼミ紹介」(井形浩治) 11
▼ 「ファイル共有ソフトが持つ問題点と危険性」(下倉雅行) . 5	▼ 「新聞の読み方 1」(樋口克己) 12
▼ 「先生紹介」(松永詩乃美) 6	▼ 「民法テール 其の4」(指桃罵李) 13
▼ 「留学を終えて」(吉垣実) 7	▼ 先輩の仕事(平原祐樹) 14
▼ 「研究室訪問(長縄研究室)その後」(長縄友明) 8	

りはじめたのが「企業買収」や「モノ言う株主」の出現でした。彼らは、法律を駆使して、株主総会その他で積極的に会社に働きかけ、場合によっては、プロキシファイト(委任状争奪戦)、TOB(株式公開買付け)などという手段を利用して、会社に揺さぶりをかけてきました。彼らは、タイミングよくマスコミに登場するなどパフォーマンスにもたけていました。今回の映画にもこうしたことが出てきますが、アカマ自動車の社長は、こうしたパフォーマンスに動揺してしまいます。

また、この映画のもう一つの問いかけとしては、「現代における企業経営」という視点だと思えます。経営には夢や理念と言ったことが欠かせません。しかしそれだけでは会社の経営はできないのです。例えば、多様化したステークホルダーの存在です。従来なら、経営者は取引先と従業員との関係で経営を行っていたら済んだのですが、現代にあっては、取引先や非正規社員を

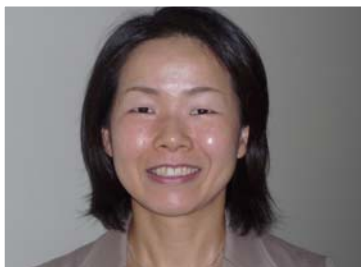
めた労働者といったステークホルダーに「株主」という要素も入っていないかなければならないのです。従来は株主対策というと総会屋対策のことを意味しておりましたが、現代における株主対策は、「モノ言う株主」であるので、以前とは違ったかたちで株主と向き合わなければならなくなりました。こうしてみていくと、現代経営にあっては、多様なステークホルダーのそれぞれを満足させるような企業経営が求められているのです。これがグローバル化した現代経営なのです。

つまり経営者は、お金持ちになることではなく、こうしたステークホルダーと程よい緊張感をもって、経営環境の変化に対応していくことが、実は「企業価値の最大化」につながっていくのではないのでしょうか。

「税」の概念をめぐって

—東京地裁平成18年9月5日 判決—
ビジネス法学科 准教授 辻 美 枝

わが国の租税は法律(所得税法、法人税法等)の定める課税要件に基づいて個人、法人等に課されている(租税法主義)。つまり、税に関わ



(1) 税って ?

「税」を納め、あるいは徴収することになり、その双方の「合意」の余地は存在しない。しかし、世界に目を向けると、さまざまな課税のパターンが存在する。その一つとしてガーンジー島の税制が問題となった裁判事例をとりあげてみよう。

(2) ところ変われば

フランス北西部に位置するガーンジー島は、いわゆるタックスハイブン国(軽課税国あるいは無税国)として知られている。ガ

ーンジー島では、所得税法の規定により「国際課税資格」(International Tax Status)を取得した居住法人は、資格申請の際に、その所得に対して適用される税率を0%から30%の範囲で申請し、承認されると税率が適用される。

一般に資金は税負担の少ないところ(国・地域)に流れる。ガーンジー島の税制がこのように税率に幅を持たせているのは、各国のタックスハイブ税制(軽課税国あるいは無税国での資金プールに対する各国の対応規制)の適用を回避できるよう柔軟に対応するためといわれている。この税制を呼び水として各国から資金を集めるのである。

(3) 事例

ガーンジー島では設立されたA社(日本法人の100%子会社)は、適用税率26%、適用期間一年とする国際課税資格を申請し、ガーンジー税務当局から承認を受けた。これにより、A社は、課税年度において適用税率26%の国際課税法人として賦課決定され、外国税を納付した。わが国では実効税率25%以下の

国または地域に所在する一定の日本法人の関係会社についてタックスヘイブン税制が適用される。その際にその外国関係会社が負担する「外国法人税」が適用の判断要素のひとつとなる。

本件では、A社がガンジー島で負担した税（以下外国税という）がわが国のタックスヘイブン税制の適用上考慮される「外国法人税」に該当するか否かが論点の一つとなった。

(4) 裁判所の判断

東京地方裁判所は、「本件外国税は、重要な課税要件が、納税者とガンジー税務当局との合意により決定されるものであって、課税に関する納税者の自由が広範囲に認められる租税といわざるを得ない」として、法人税法施行令に規定する「外国法人税」に含まれないとされる租税に類されるとし、さらに、「本件外国税は、法律で規定されているといっても、その前提となる国際課税資格による課税制度は、税率の一定枠（上限及び下限）を決めているだけで、その幅は広範であり、重要な課税要件である税率の確定についてその際による基準がしめされておらず…、実質的には白地規定であるといわざるを得ず、課税権者に広範な裁量の余地を許容するもの」であり、租税法主義（課税要件明確主義）に反するものであるとした。

最終的に、裁判所は「ガンジー島においてこのような『税制』が採用されているのは、外国法人に対し、本国におけるタックスヘイブン税制の適用を回避するためのメニューを提供するためではないかと疑わざるを得ないのであり、この観点からすると、ガンジー島において徴収される「税」なるものは、その名称にもかかわらず、その実質は、タックスヘイブン税制の適用を回避させるというサービスを提供するための対価であるということも可能なのであって…、この点からして、一般的な租税の概念（特

定のサービスに対する対価ではないこと。）に反するものであるといわざるを得ない」として、本件外国税は、わが国の予定する「外国法人税」に当たらないと判示した。結果、A社はタックスヘイブン税制の適用対象とされた。

(5) ジャマイカの友達

一般に租税とは、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」とされる（金子宏『租税法 第13版』有斐閣（2008年）8頁）。裁判所の判断によれば、ガンジー島で課されたものは、わが国におけるこのような租税の概念に当てはまらなかったことになるのだが、ガンジー島にとってそれは間違いなく「税」である。ところ変われば、租税の概念も変わるのである。世界は本当に広い。

この事件を見ると、以前知り合ったジャマイカ人を思い出す。彼女はとても澄んだ眼を持つ陽気な女性である。何かの話のきっかけから、彼女は、ジャマイカはなぜタックスヘイブン国とはならないの、同じ英語圏であり地理的に近いケイマン諸島では成功しているのになぜなの？と質問してきた。私はタックスヘイブンの利用国側の立場でしかこの問題を捉えておらず、答えに窮した。そのような「なぜ」という疑問を持ったことがなかった。同じ島国出身でも彼女は常にグローバル思考だ。

彼女は明るく「次に会うときまでの宿題ね！」と言って米国へ旅立っていった。次に会うときは彼女のこの点について論議ができるにしよう。今回紹介した事件は、私にとって「なぜ？」という素朴な疑問と多方面から考える頭を常に持ち続けることの大切さを考えさせる事件であった。

裁判員制度と検察審査会制度

ビジネス法学科
専任講師
徳永佳子

2008年10月に着任いたしました。本学とは「コース特殊講義一企業と刑事法」を非常勤講師として担当させていただいた前年からのお付き合いです。刑事法、特に刑事訴訟法を専門とし

ています。そこで自己紹介にかえて、刑事裁判に関連する二つの制度について思うところを若干述べてみたいとおもいます。

1 裁判員制度がついに始まる。制度の導入が検討され始めてから10年、いわゆる裁判員法が成立してから5年が経過しているのだから、その歳月の長さを思えば「やっと」とか「満を持して」という表現がふさわしいはじなのだが、マスコミ等から伝わってくる国民の反応は「とうとうこのときがやって来たか」と、まるで期末試験を控えた学生のようなのだ。



新制度を導入するにあたって賛否両論が起こることは必然であるが、裁判員制度についてはその勢力関係は、どうも反対派が大勢を占めているように感じられる。報道によれば、裁判所が設置した裁判員候補者専用のコールセンターには「裁判員を辞退できるのか」という問い合わせが殺到したとのことであるし、裁判員制度をとりあげるメディアも、制度そのものよりも、どのような職業・生活状況であれば辞退できるのかを中心に扱っているという有様だ。裁判員制度そのものに対する批判も多い。確かに、裁判員制度は重大な刑事裁判を対象としているため、場合によっては被告人に死刑判決を下さなければならず、国民に過剰な負担を強いる側面がある。法律の専門家ではない素人が裁判にかかわること自体に無理があるという意見も、理解できないわけではない。しかし、実は、裁判員制度の実施を待たずとも、国民の意思を刑事裁判に反映させるために重要な役割を果たしている制度がすでに昭和23年から存在している。それが、検察審査会とよばれる制度である。いろいろな点で裁判員制度とパラレルに語るることができるので、ここでその概要を紹介しておきたい。

2 検察審査会は11人の検察審査員で構成され、全国の地方裁判所と主要な地方裁判所支部におかれている。検察審査員の選定方法は、裁判員制度と同様に、市町村の選挙管理委員会が作成した名簿の中からくじによる。こうして国民のなかから無作為に選ばれた検察審査員は、検察官のした不起訴処分の当否について審査をおこなう。刑事事件の場合、被疑者全員が刑事裁判にかけられるわけではない。被害者を起訴して被告人という地位におくか否かは、検察官の専権とされている（これを起訴独占主義という）。つまり、ある刑事事件が発生し犯人が特定されていても、検察官は、犯人の性格や年齢、境遇、犯罪の軽重、情状などを考慮して、不起訴処分にすることもできるのである（これを起訴便宜主義という）。こうした不起訴の処分に対して犯罪被害者

やその遺族、犯罪を告訴・告発した人から不服が検察審査会に申し立てられた場合、検察審査会は、その不起訴処分についての審査を開始する。それだけではなく、自ら知り得た資料（報道など）に基づいて審査を開始することもできる。

検察審査会議は検察審査員11名が出席し、非公開で行われる。その職権は独立で行われ、事件記録など審査のために必要な資料の提出を求めたり、検察官から意見を聞いたり、証人などを尋問することもできる。会議の議事は原則過半数で決められ、議決の種類は①不起訴相当の議決、②不起訴不相当の議決、③起訴相当の議決の3種類である（③には8人以上が必要）。

②③の場合、検察審査会の議決を参考に、検察官は、事件を起訴すべきか否かを再検討することになる。しかし、起訴独占主義により、従来、検察審査会の議決には法的拘束力がなかった。つまり、検察審査会が不起訴不相当の判断をしても、検察官が再度不起訴処分をすることもありえたわけである。しかし、裁判員制度の開始と同時期（2009年5月21日）に、検察審査会の判断にも一定の拘束力が与えられることになった。③起訴相当の議決がなされたにもかかわらず検察が再度不起訴処分の判断をした場合などには、検察審査会は再度審査を行い、やはり起訴が相当であるとの議決にいたれば（これを起訴議決という）、その事件については検察官ではなく、裁判所から指定された弁護士が起訴を行うという起訴強制力が付与されるのである。



3 検察審査会

検察審査会制度は約60年、若干の変革を経ながらも存続してきた。ところが、裁判員制度がよくもわるくも国民の司法参加についての議論を巻き起こしているに対し、その存在はあまりにも地味である。薬害エイズ事件、雪印中毒事件、明石花火大会歩道橋事件など社会に衝撃を与えて事件について検察審査会が審査を行ったことは少なからず報じられていたのだが、事件の大きさゆえに検察審査会の組織についてまでは注目を浴びなかったのかもしれない。しかし、法律の素人によって構成された検察審査会が、法律の専門家である検察官が一旦は不起訴処分とした事件を起訴させるにいったという実績をもつものである（裁判所HPによれば、平成19年12月31日までに約1370件）。その意味では、裁判官と協議しながら判決にいたる裁判員制度よりも、検察審査会の方がより高度な判断をもとめられているといえなく

もない。不起訴不相当、起訴相当の議決は、ひとりの人間を刑事裁判の場に立たせることになりうるのであって、これは「被告人の運命を決める」という裁判員が抱える重責となら変わるところがない。もし、起訴・不起訴の判断は容易だが有罪・無罪の判断は難しいから裁判員制度に参加したくない、との言説があるならば、それはあまりにも無責任というものだろう。また、検察審査会が話題にのぼらない理由のひとつとして、検察審査員に選ばれる確立が低い(約0, 0092%)という点もあげられる。裁判員になる確率が現在に試算で約0, 02%であるのと比較する

と、自分自身はもちろん、家族などの周囲のひとですら検察審査員を経験することは極々まれである。かといって、裁判員に選ばれる確立が高い＝自分になる可能性が高いので裁判員制度には反対だ、という意見は身勝手に過ぎる。

裁判員制度と検察審査会制度には似通っている点があるにもかかわらず、裁判員制度だけがこれほど国民からの受けが悪いのは、ある意味、法務省や裁判所などによる広報がうまくいっている証左なのかもしれない。

ファイル共有ソフトがもつ問題点と危険性

経営学科 専任講師 下倉 雅行

ファイル共有ソフトに関するニュースを聞く機会が増えています。最近ではファイル共有ソフトによる児童ポルノ配信により逮捕者が出ました。今回の主眼はそちらではありません。もともとファイル共有ソフトがかえている問題である、著作権侵害について知っておいてもらいたいことと、情報流出などを引き起こすウイルス感染に関する話を書こうと思います。

著作権は、著作権法により守られています。また、著作権は申請しなければ得られないものではなく、自分が何か創造した場合に自動的に付与されます。何かの物語を書いた、絵を描いた、何らかのメロディーを作った、など、すべての創作物に対して著作権が与えられます。つまり、誰でも得る貴下があるわけです。

ファイル共有ソフトとは、P2Pソフトとも呼ばれる、インターネット上で誰かわからないような人と自分が持っているファイルとその人が持っているファイルとを交換する、という代物です。代表例として Winny や Share、Cabos、eMule などが 있습니다。ニュースや新聞などでかなり有名になり、使っている人が実際に多いのではないのでしょうか。本学では使えないようにネットワークを設定しているため学内では使えません。なぜ使えないのか、使えたら便利だと考える人もいますが、問題がるソフトウェアと認識されているため、使えないようにしてあります。

ここでファイル共有ソフトがどのような問題を有しているのか考えてみてください。自分が創ったものを公開し、また他人の

創ったものを比べたり、互いの評価し合う、というのが本来の利用目的だったはずで、それがいつしか、第三者が著作権を持つものをファイル共有するようになってきました。これが「著作権侵害」であり、立派な犯罪行為です。たとえば、販売されているCDに収録されている音楽をコンピューターに取り込み、これを共有する、ということは当たり前ですが著作権侵害であり、立派な犯罪行為になります。著作権侵害を行った場合、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金もしくはその両方が科される場合があります(著作権法第119条)。さらに、これらの懲役や罰金だけでなく、ダウンロードされた回数から、想像を超えるような多額の損害賠償を受けることもあります。実際、ファイル共有ソフトで共有されているファイルの半数以上が著作権侵害のファイルだ言われています。気にせず利用していると、自分が犯罪者になっていることが十分考えられます。



身近なものとして、CDを例に挙げてみます。なぜCDを買わずにファイル共有ソフトで入手するのか、というと、理由はいくつかあるようです。「お金がない」、「買ってまで聞くほどのものではない」、「ただで手に入るから」などを理由に挙げられたことがあります。お金がない、という場合はレンタルなどを利用すれば買うより安く聴くことができます。買ってまで聴くほどのもの

い分野の先生方がおられるこの経営学部で、私も先生方と共に皆さんのサポートをさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

留学を終えて

ビジネス法学科
准教授 吉垣実

一昨年12月に亡くなった母に別れを告げ、昨年4月、海外長期出張（以下「留学」）先の韓国に向かった。学生時代よりご指導頂いている金滉植先生はじめ尊敬する先生方の下で学びたいと思ひ、留学先をソウルに決めた。金先生は昨年8月に大法官（最高裁判事）から監査院長（副総理）に転身された。留学について金先生にご相談申し上げたところ、全面協力する旨のご回答



を頂いた。結果的に、韓国留学は、私の人生にとりかけがえのないものとなった。ここで、大阪経済大学の教職員はじめお世話になった多くの方々へ感謝の気持ちを込めて、1年間の研究生活について簡単に述べさせて頂くことにする。

研修先は漢陽大学であった。同大学は、ソウル大、高麗大、延世大等と同規模の総合大学であり、高い人気を誇っている。わたくしは法学部客員副教授として、李哲松教授のご指導の下、商事仮処分を研究することになった。商法分野で著名な李先生のご指導を受けられたことは大変幸運であった。また、同世代の先生方からの貴重なアドバイスは、多くの刺激を受けながら、テーマを柔軟に考えることに役立った。さらに、同大学の金鍾亮総長のご指導を受ける機会にも恵まれた。金総長は、新しい司法制度に触れられ、制度改革に翻弄されずに大学運営を行うことの大切さを教えて下さった。ある時、WBCにおける日韓チームの活躍が話題になった。金総長は、両チームの躍進は両国民の「祖国愛」(patriotism)の強さに起因するところが大きい、と言われた。教

育に「愛」は不可欠であり、漢陽大学が『愛之実践』を校訓としている理由もそこにある、と熱く語られたことが印象に残っている。

大学の他、大法院や監査院での研究活動も大変充実していた。金滉植先生から民事訴訟法（大阪経大論集59巻3号掲載）や司法制度（同4号掲載）についてご指導頂いた。お陰で研究領域が広がった。先生は、週2回、韓国の歴史や韓国語の指導もして下さいました。

語学学習についても多くの思い出がある。大学の語学院で、英語と韓国語を受講した。英語は午前7時開始のクラスで1年間、韓国語は夏学期の午前クラスで3か月間学んだ。英語講座は教職員研修の側面も有しており、学生、教職員混合のクラスで楽しく学んだが、韓国語には苦勞した。授業中、悪戦苦闘するわたくしを、クラス（平均年齢22才）の友人達はいつも、「ケンチャナヨ」（大丈夫だよ）と励ましてくれた。夏学期が終了した9月から金先生のレッスンが始まった。金先生は重要構文を何度も音読させる指導方法を採られたが、これは非常に効果的であった。3月に開催された民事訴訟法学会において韓国語でゲストスピーチをすることができた（？）のも、金先生のご指導あってのことである。



帰国が近づいた頃、多くの先生方から、日韓・韓日学術交流の架橋的役割を果たすようにとのお励ましの言葉を頂いた。身の引き締まる思いであった。一層の努力を誓いたい。

研究室訪問（長縄研究室）

その後

ビジネス法学科 非常勤講師 長縄友明
(執筆当時：ビジネス法学科 教授でした。)

本紙の第4号の「研究室訪問」のなかで、私は米欧の独占禁止法当局が違反行為の被害者に損害賠償請求訴訟を起こすように勧めていること、加えて欧州委員会（EC）は被害者が加盟国裁判所で損害賠償訴訟を起こしやすくするための「仕組み・制度」作りに着手

していること、を説明し、企業の予防営業活動と予防法務活動がますます重要になることを説いた。今回はその後の展開についてである。

1 米国：日韓台の液晶パネルメーカーに巨額の罰金

11月12日、司法省は、韓国のLGディスプレイ、日本のシャープ、台湾の中華映管が2001～2006年に液晶パネルの価格カルテル（協定）を行ったとする起訴に対して、有罪答弁をし、それぞれ4億ドル、12億ドル、0.65億ドルの罰金を支払うことに合意したことを発表した。シャープはデル社のパソコン、モトローラ社の携帯とアップル社のI-POD用に販売した液晶パネルが罰金の対象です。取引を制限する契約、共謀を禁止するシャーマン法1条の最高罰金は1億ドルとなっていますが、米国の刑事訴訟法は代替罰金として、与えた損害または不当利得の2倍までの罰金を科すことができると謳っており、この事件では明らかに代替罰金がとられています。

この事件に関連して日本経済新聞は、シャープが10月～12月の4半期で1.2億ドル（約114億円）を特別損失として計上することを、伝えています。巨額の損失である。翌日のシャープの株は8%値下がりした。しかし特別損失はこれ以上発生しないのだろうか？答えはNO！である。有罪答弁で罰金を支払い刑事罰は終わるが、デル等被害者3社の民事の3倍損害賠償請求訴訟がもう門の外で待っている。たぶん第4四半期または来年度にはほぼ同額の特別損失の計上を余儀なくされることになるであろう。投

資家のために新聞はここまで言及すべきであろう。

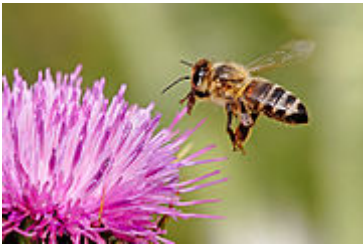
司法省は3社のほかに未特定の共謀者（unnamed co-conspirators）がいると発表しており、また日本経済新聞の報道の通り、米、欧、日が連帯して本件を調査中ですので、まだまだ罰金や課徴金の支払いを命じられる企業ができそうである。

2 欧州：欧州委員会（EC）は「仕組み・制度」づくりのための具体的提案（ホワイトペーパー）を発表し、率先垂範の損害賠償訴訟を提訴

ECは今年4月ホワイトペーパーを発表した。① 請求できる賠償額は損害を補償する額まで、すなわち米国の3倍損害賠償ではなく1倍まで、② 損害を請求できる資格は川上のカルテル者から直接仕入れた者から川下の消費者まですべての被害者、すなわち米国の直接被害者のみとは異なる、③ ECの違法審判のみならず加盟国競争法当局の確定違法審決も、損害賠償請求訴訟の加盟国受訴裁判所を拘束する、等々の具体的提案から成っている。ECは利害関係人の意見を7月締切で広く募集し、私は英文3ページの意見書を提出した（大阪経大論集第59巻第4号に収録）。ECはこれから2年ほどをかけて「仕組み・制度」づくりを終えることになるであろう。勿論、この新しい「仕組み・制度」できる前でも、加盟国裁判所に独禁法違反によって

損害を被った者は賠償請求訴訟を起こす権利が保障されている。6月中旬、ECは率先垂範の損害賠償請求訴訟をブリュッセルの商業裁判所に起こし関係者を驚かされた。被告は昨年（2007年）2月にECが価格カルテルを実行してきたとして総額9.92億€の課徴金を科したエレベーター大手の米国4社である。訴因は、EC本部と欧州裁判所に設置のエレベーターがカルテルの対象になっていたというもので、スポークスマンは、「われわれは、ECと納税者のために損害賠償を請求する義務がある。」と語っている。ECは自らの行政調査と課徴金による独禁法（競争法）のエンフォースメントに加え、被害者に損害賠償請求訴訟を活発にして、競争を保護し、経済活動の効率化・健全化を達成することに執念を燃やしているのである。おもしろい11月12日、欧州委員会は自動車用のガラスメーカー4社が価格カルテルを約5年間にわたって実行していたとして総額13.84億€（約1,700億円）の課徴金を科する決定を発表した。4社のうち2社は日本板硝子と旭硝子の英国子会社である。報道発表文の末尾には、「被害者は加盟国裁判所に提起し損害賠償を請求できます。・・・」旨の「キャンペーン・コピー」が付されている。販売不振・利益不振の在欧州自動車メーカーによる損害賠償請求訴訟や損害補償交渉が始まるそうである。

そのとき私の歴史が動いた
～「みなしごハッチ」の旅～



ビジネス法学科 教授 北村 寛

私のゼミは、「企業と社会」という壮大なテーマを掲げています。具体的には、現代における企業社会の現状と課題を多角的な観点から整理し、経営学、ビジネス法という幅広い社会的アプローチからその解決を目指しています。

私自身の経験として、大学・大学院の「ゼミ指導教授」（余談ですが、私自身はその方を指導教授ではなく、これまで「師匠」と呼んでおりますが・・・）と出会ってから、私の人生は大きく変わりました。その「師匠」の影響を受け、現在私はゼミ運営において次の2つのモットーを据えています。

- ① One for All, All for One [ひとりのゼミ生の意見・報告は他のゼミ生全員に対して有益でなければならない、他のゼミ生全員はそのゼミ生の考え・主張に耳を傾け、可能な限り助言・批評する・・・]
- ② ゼミ生と私との関係は、「16対1」でなく、「1対1の16倍」である。

さらに、近年は「企業社会の実体験」という観点からインターンシップ実習への参加を強く勧めています。今年度の3回生（現在4回生）は14人中7人が参加し、実習後の事後報告もゼミで行っていただきました。

2008年度のゼミ生は、ビジネス法学科の学生が大半ですが、経営学科学生も参加しています。基本的には、各人の問題意識の下、ゼミ生ひとりが課題のテーマについて報告します。演習Ⅰの諸君は、まだ報告・質疑応答そのものに慣れていないため、あまり活弁な議論も行われていませんが3年の演習Ⅲは「うるさい」くらい報告後に質疑応答がされます。テーマの内容は、必ずしも経営学、ビジネス法に関係しないものもありますが、報告毎にテーマ内容に深化が見られまし、また「聞かせる・納得させる」優れたプレゼンテーションが出始めています。その中には、指導する私自身も大変勉強になる内容のものも多数あります。

ここでは、最近行われたゼミ報告の1つの事例についてのみ紹介させていただきます。報告者は、3年ゼミのゼミ長でここでは仮にY君としておきます。彼は、得意の分野のパソコンの修得に励むだけでなく、日本の古典楽器の演奏にも勤しみ、その演奏を通じた地域貢献活動を行っています。また、インターンシップ実習には2度参加し、その実習評価があまりにも高かったため、インターンシップ先からアルバイト生として残されるほどの学生です。

Y君の報告テーマは、「Appleの創始者」スティーブ・ジョブズ」です。内容は、2006年6月12日スタンフォード大学卒業式の演説を取り上げたものです。そこで、ジョブズ氏は、自身が養子であったことの出生を明かにし、その大学を中退し、貧

しい生活の中でもヴィジュアル系の美術研究に打ち込み、その経験が後年Macの美しい画面制作に活かされたことを講じました。ジョブズ氏は、過去に打ち込んだ経験を「点」として、その「点をつなげること」の必要性を説きます。さらに、たった2人でガレージにおいて設立した会社が後に従業員4千人、売上高20億ドルにまで成功したものの、その後自身がその会社に解雇されるという辛酸経験にも言及しています。しかし、それでも仕事に対する信念を彼は貫き、新たに立ち上げた2社が、結局Macに買収されたため、解雇された会社に戻るという「摩訶不思議な体験」も紹介されます。しかし、ジョブズ氏は「仕事への愛」と「不変の信念」が「過去における成功の喪失」を打ち消すことができるものである、と明言します。最後に、彼は自分が現在すい臓ガンに侵されていることも吐露します。彼は、誰もが死から逃げられないが、そのため常に今日が人生最後の日であると想定し、毎日本当にやりたいことをしなければならないことを学生に諭します。そして、“Stay hungry, stay foolish”という言葉で締めくくります。

以上の報告をY君は、レジュメ配布に加えて、持ち込んだ私用のパソコンの動画を通じてそのシーンを映し出し、ゼミ生にプレゼンテーションしました。Y君の報告は、単にアメリカのベンチャー企業家の理念や考えについて学べただけでなく、現在の我々に「今後どのように学生生活を送るべきか」を考えさせる内容でした。むろん、私を

含めゼミ全員がY君の報告を絶賛しました。

よく人との出会いを「偶然」と呼びますが、私とY君を含めたゼミ生との出会いは「偶然」

でなく「必然」ではないかと思えます。彼ら・彼女らは、「たまたま」・「何となしに」私のゼミを選び、私も「何となしに」（多少、失礼ですか？）受け入れています。私と彼ら・彼女らの関係は、どこまでも「偶然の産物」でしょうか。はじめに述べました「師匠」に、私は大学院時代にこっぴどく叱られ、破門されかけたことがあります。結局は許していただき、その後の経緯として私は大学教員への道が開け、現在の経営学部2・3年生ゼミ生諸君と出会えたわけです。その「師匠」は13年前に他界しましたが、それ以降も「師匠」に関係のあった方々との交友は続き、その思い出は尽きません。私と現在のゼミ生との関わりが、果たして私と「師匠」との関係にまで発展できるかは分かりませんが、「必然の賜物」を得るべく努力はお互いしていきたいと考えます。



新聞の読み方入門

<その 1>

経営学科 教授

樋口 克次

(1) 初めに一懐にそっと新書をく自分を豊かにする時が来た>
ご入学おめでとうございます。大学入試という「暗雲」が取り
払われた今、それまで無理をしてきた知識の詰め込みや言葉や文
章の追いかけても一段落ですね。やっと自分の人生を豊かにするた
めに、様々な文章や知識と仲良くなれる時がきたようです。

これまで、あなたは一人で大きな本屋さんに行き、膨大な書籍
と対面して、格闘し、選び、決め、そして購入したことがどれほ
どありますか。本ぐらいだれでも買えるとおっしゃるでしょうが、
あの知識の大海の中から、あなたの好きな小船を捜し当てること
はそんなに容易なことではないでしょう。

あなたはもう大学生。社会のことをもっと知ろうと考えてみて
下さい。それを助けてくれる文庫や新書の棚の前に立ってみて下
さい。その興味あるタイトルをじっくりあさってみて下さい。そ
のタイトルの豊富さや多様さにわくわくすることでしょう。入試
のような外部から責められることによってではなく、自分のため
に、自分を豊かにするために、自分の世界を広げるために、さあ
本を選んでみましょう。

自分なりに文章との付き合いを始めましょう。どんな文章や内
容でもいいという訳ではなく、やはりあなたなりの意地を持ちま
しょう。人によって異なりますが、「良い本」「良書」と格闘して
みましょう。文章は、そして本は言葉を通してあなたに語りかけ
てきます。あなた自身による、あなた自身のための言葉や文章と

の出会いこそ、あなたをどのようにでも変化させ、一回りもふた
回りも大きくする機会を提供してくれます。

どうでしょう、あなただけ
の「納得」と「満足」の世界
で結構です。大学生生活4年間
48カ月、毎月1冊合計48
冊の、あなたにとっての「良
書」を読んでみませんか。も
しあなたがその気なら月2
冊でも3冊でもいいでしょ



う。そうした目標を持ってみましょう。読み終わったら、次の本
を求めて、わくわくしながら本屋さんに行ってみましょう。古本
屋さんでもいいですよ。

そして読んだ本にはリストと簡単なコメントがつけられれば
最高です。できれば読書一覧表をエクセルでつくって見ましょう。
この読書一覧表は、あなただけの勲章であり賞状です。大学生
活のスタートは自分のための言葉や文章との戦いの始まりを意味
しています。これって本当にあなただけの世界ですよ。一冊一冊
があなたを武装させ進化させてくれるでしょう。

今回は、あなたと「民法」が日本をやりとってきたかとい

「民法テール (Tale)」 (其の4)

Who are you?

指 桃 罵 李

お話をしましょう。物語のはじまりは1858年に遡ります。

【1858年ごろの日本の法状況】

もともと日本国には民法典という法律はなかったのです。律令（ちょっと古過ぎるか。アハハハ）、武家諸法度（公務員の組織に関する法）、公事方御定書（刑法の一種）、慶安の御触書（行政規制に関する法）、縁切り寺法（家事審判法の一つか）、禁中並びに公家諸法度（行政組織に関する法）などの法律がたくさんありました。これらの法律の特徴は、今日風に言えば、公法に属する法律ばかりです。つまり取引に関する法律、私法がなかったのです。ですから、取引はほとんど商人間の掟や庶民間の掟でことをすましていたと言ってよいでしょう。今日ならさしあたりこのような掟を商慣習法と呼ぶでしょうね。それ故、経済規模は藩（もともと法制度上、「藩」という用語は1868~1869年のたった2年間だけ用いられたそうです。）を中心にした小さなものでした。また、それで十分だったでしょう。

【安政五カ国条約の締結と反対運動】



ある意味では、当時の日本国は鎖国という太平楽の蛸壺世界にいたのです。それが突然、アメリカ合衆国による開国の要請、つまりペリー提督が率いる4隻の蒸気船の武力による威嚇

（こんな川柳が残っていますよ：太平の眠りをさます上喜撰（蒸気汽船）たった4はいで夜も眠れず）でこの鉄のように強固だと考えられていた鎖国政策がぶっ飛んでしまったのです。幕府内には鎖国維持派（水戸派）と開国派（紀伊派）の対立が生じました。結果的には開国派が勝ちます。開国派の旗手は彦根藩主 井伊直弼だったのです。開国派勝利の後、井伊直弼（大老）により一種の恐怖政治が引かれます。そして外交面で安政五カ国条約が結ばれるのです。開国派の目玉政策でした。

【安政五カ国条約の内容】

1858年に日米修好通商条約、日英修好通商条約、日仏修好通商条約、日蘭修好通商条約、日露修好通商条約が立て続けに締結されます。後に言う安政五カ国条約です。どの条約も不平等条約でした。わが国に関税自主権が認められず、独立国家



(井伊直弼)

でありながら、米英仏蘭露の五か国に治外法権を認めさせられたことが不平等条約といわれる原因です。特に、発展途上国（当時の日本国）にとって関税自主権（つまり先進国の安価で高性能の生産物の無制限な輸入は家内制手工業を中心とした経済産業システムを崩壊させてします。それを防ぐため輸入品に関税を掛けて、高額化して販売のバランスを保つ権利）は自国の産業を守るために必要不可欠なものです。それを放棄してしまった。一方、治外法権に関しては外国人の生命の保障が強く主張されたためです。当時、日本国内は攘夷で騒然としていました（高輪東禅寺のイギリス公使館を水戸浪士〔武家の次男や三男などを指す。この中には他藩の浪人も含まれています。〕が夜襲したり、生麦事件（1861年）などのように到るところで事件が発生）と言われています。とりわけ水戸藩

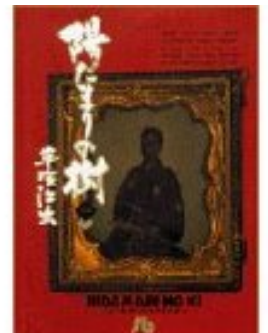


の朱子学（これがおもしろい役割を演じます。水戸藩とは幕府御三家のひとつ—紀州徳川、尾張徳川、水戸徳川—。紀州徳川と尾張徳川は大納言、これ

指 桃 罵 李

に対して水戸徳川は中納言です。この中納言のことを中国の官職名で「黄門」と言うのです。したがって、水戸黄門はひとりではなく代々、水戸の当主は水戸黄門であったわけですが、徳川光圀以来の朱子学が大きな役割を担います。それが尊王攘夷思想です。この水戸徳川の朱子学の薫陶を受けた水戸浪士のテロ行為が頻発していたため外国人に対する治安が不安定になったためです。さらに水戸浪士でなくとも幕府内には外国人を毛嫌いする者もいたのですから、幕府自身が治安取り締まり

に関して早急な対応・処置をしなかったという点も状況を悪化させたことは見逃すことはできないと思います。このような状況が重なって「不平等」条約（安政の五カ国条約）が締結されるにいたるので（この辺



の事情は今年のNHK大河ドラマ『篤姫』がよく物語っています。マンガなら手塚治虫著『陽だまりの樹（全6巻）』（小学館）がお勧めです。小説はたくさんあります。さしあたり司馬遼太郎の幕

末に関する小説をお勧めします。そしてもっと史実に目覚めた人はぜひ図書館へ、そして近代日本史の専門研究者の門をたいて

ください。おもしろい世界ですよ。)

先輩の仕事紹介

神鋼建材工業株式会社
平原 祐 樹

私は平成20年度に卒業しましたビジネス法学科第一期生の平原祐樹と申します。編集担当者より就職して一年が経った今を振り返り少しばかり私のやっております仕事を紹介するように依頼がありましたので少々お付き合いください。

(1) 会社と扱っている商品

私は神鋼建材工業(株)といいます神戸製鋼グループの鉄鋼

二次製品会社に就職し、今は営業として名古屋支店に勤務しています。扱っている商品は鋼製の道路建材全般です。といたしましてはピンと来ないと思いますが、すこし説明をします。①ガードレールたガードパイプといった防護柵分野 ②グレーチング(側溝等に入っている鋼製の側溝) ③吸音板や落石といった防音防災製品分野 ④高欄や景観製品分野…ほかにもありますが、文章の長さの都合上割愛させて戴きます。以上のような製品を製造・販売しています。

(2) 入社後から今日に至るまでの経緯

4月に入社したのち、約

一週間は神戸製鋼グループの新入社員研修を受けました。その研修が終わると一ヶ月間は工場のラインに入りました。グレーチング工場、ガードフェンス工場…と回りましたが、なかなか肉体的にしんどかった覚えがあります。続いて5月から6月までの二ヶ月間は設計室にて各製品についての勉強をしたり、CADといわれる設計のソフトについて研修しました。その研修期間中だった6月の中旬に名古屋支店へ営業としての配属が決まり、7月から名古屋支店に配属となりました。

(3) 今の仕事内容

今は営業として活躍しています。営業のお客さんの範囲は非常に広く、役所の担当者、設計事務所(コンサル)、建築または土建業者、特約店(販売店)、商社と様々です。その中

で私は静岡県西部(浜松市等)と愛知県三河区(豊橋市等)その他某商社をメインにしています。弊社は基本ノルマというものはありません。しかし売上目標はあります。その目標を達成するためにいろいろな努力を要し大変な一面もありますが、営業は売上を上げるためだったら割と自由に行動・計画を立てることができます。他の職種より自分の考えて動けるところは楽しいと思います。また、弊社は一般的なガードレール以外にも景観に配慮したガードパイプというのを旧建設省と共同開発しその拡販に力を入れています。自分の関わった商品が公共物として設置されるというのは何とも言えないやりがいがあると思います。

甚だ恐縮ですが、メーカー営業職を目指している方に一言。世の中には自社と同等商品を扱っているライバル会社というのは必ず存在します(弊社の場合、その他2社の高炉系建材メーカー他)。物が同じで値段も均衡している場合、お客さんは何を判断基準にして選択するのでしょうか。私たちのような業界では、これまでの付き合いに合わせて営業マン

(4) 在学生に一言

への好き嫌いが大きな規準となっています。営業マンはお客さんといかにして人間関係を構築

するかにかかっています。お客さんからするとその営業マンに魅力がないと接してこようとしません。魅力として商品知識が豊富なのはもちろんのこと、人間関係を構築する最善の近道がは、話が面白いかどうかだと思います。新入社員に限らず中堅の営業マンになっても学生時代の経験が話のネタとなります。と言いましても学生時代「優」が何個で…という話は当然面白くありません。つまり、学生時代に経験した面白いこと、失敗したこと等々です。そのために在生には当然勉強も大事ですが、部活、バイト、友達付き合い、趣味の世界等いろいろな分野に手を出し、挑戦してもらいたいです。就職がゴールではありません。スタートです。これから定年までの40年間の生活がかかっています。

